

田子町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の応募について

田子町農業委員会の「農業委員」及び「農地利用最適化推進委員」は、令和5年7月19日が満了日となることから、農業委員会等に関する法律に基づき、農業委員の公募を行います。また、農業委員会が任命する農地利用最適化推進委員の公募も併せて行います。

農業に精通した方ならどなたでも自薦、他薦により候補者として応募できますので、奮ってご応募ください。

	農 業 委 員	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員
主な役割	<p>農地法に基づく許可や、施策に関する意見を提出します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地の権利移動等の申請の許可、決定等の審査のため、委員会の会議に出席 2. 農地利用最適化推進委員と連携し、遊休農地の発生防止・解消の推進、担い手への農地集積の推進、新規就農の支援をするための活動、指針の作成等 3. 農地中間管理機構との連携 	<p>農業委員と連携し、担当する区域の農地利用の最適化推進活動を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地の権利移動等の申請地の現地確認や推進委員としての意見提出 2. 遊休農地の発生防止・解消に向けた農地パトロールや、農地所有者等への働きかけ 3. 担い手への農地集積を推進するため、農地の貸し手や借り手の掘り起こし活動
具体的な活動	<p>農業委員会総会 現地調査 農地パトロール 農地利用最適化指針作成など 1か月あたり 2～3回程度</p>	<p>農地パトロール 農家意向調査 必要に応じて現地調査と総会出席 農地利用最適化指針に関する会議など 1か月あたり 2～3回程度</p>
報酬	5,900円/日	5,300円/日
定数	10名	14名
任期	令和5年7月20日から令和8年7月19日まで(3年間)	
対象者	<p>農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる満20歳以上(令和5年7月20日現在)の者</p>	<p>農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、担当する区域内において、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる満20歳以上(令和5年7月20日現在)の者</p>
応募資格	<p>・田子町に住所を有する成年であること。ただし、次のいずれかに該当する者は、除きます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 	
応募方法	<p>自薦、または他薦（団体推薦又は推薦日に20歳以上の者3人以上の連名による推薦）とする。 規定の様式に必要書類を添えて持参または郵送により、役場（農業委員会）に提出してください。</p> <p>様式：「田子町農業委員候補者推薦届出書」 「田子町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者推薦届出書」 農業委員会に準備しております。また町HPからダウンロードも可能です。</p> <p>添付書類：候補者の住民票抄本。 推薦者の住民票抄本、または団体の規約。</p>	
受付期間	令和5年4月1日～4月28日	
公表	<p>応募者の状況は、4月10日頃から随時、町ホームページ等で公表します。なお、応募に際しご提出いただきました内容のうち、氏名・年齢・職業のみが公表されます。</p>	
選任方法	<p>農業委員会委員評価委員会により候補者を審査し、田子町議会の同意を得て、田子町長が任命します。</p> <p>※法律の規定等による留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 認定農業者が過半を占めること 2. 農業委員会の所掌する事務について利害の無い人が含まれること <p>※選考にあたって配慮すべき事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 男性、女性のどちらか少ない性別の委員が2名以上になるように配慮します。 2. 青年就農者を含め、世代構成に配慮します。 3. 委員の数が、地区別に偏りがないように配慮します。 	<p>農地利用最適化推進委員選考委員会により候補者を選考し、田子町農業委員会長が委嘱します。</p> <p>※選考にあたっては、農業委員会の農地台帳の農業者の数、農地面積その他の事情を考慮し、各地区の推進委員の数に偏りがないよう配慮します。</p> <p>【担当地区】 田子地区、清水頭地区、相米地区、 原地区、石亀地区、来満地区</p>
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> ①農業委員と推進委員との両方に応募できますが、兼務することはできません。 ②農業委員、農地利用最適化推進委員の身分は、非常勤特別職です。 ③秘密保持義務がありますので、職務上知り得た情報は、在職中だけでなく退任後も漏らしてはなりません。 	